

に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第2条第12号に規定する指定障害福祉サービス等費用基準額をいう。）から当該指定旧法施設支援及び他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は法附則第21条第2項若しくは法附則第22条第4項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

#### 8 栄養管理体制加算

##### イ 栄養管理体制加算(I)

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 入所定員が41人以上60人以下の場合 | 24単位 |
| (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (3) 入所定員が91人以上の場合      | 12単位 |

##### ロ 栄養管理体制加算(II)

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 入所定員が41人以上60人以下の場合 | 22単位 |
| (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 | 15単位 |
| (3) 入所定員が91人以上の場合      | 11単位 |

##### ハ 栄養管理体制加算(III)

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 入所定員が41人以上60人以下の場合 | 12単位 |
| (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 | 8単位  |
| (3) 入所定員が91人以上の場合      | 6単位  |

注1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を把握し、入所者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算(I)又はロの栄養管理体制加算(II)を算定している場合は、算定しない。

イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

#### 9 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。）である入所者（指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者を除く。）に対して、当該旧

指定身体障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

#### 10 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

平成18年3月31日において、現に視覚障害者又は聴覚・言語障害者の意思疎通に係る支援のため、指定身体障害者施設基準第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に規定する職業指導員又は生活支援員を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、平成18年4月1日以後も引き続き当該職業指導員又は生活支援員を配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定視覚障害者更生施設又は旧指定聴覚・言語障害者更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| イ 入所定員が40人以下の場合      | 50単位 |
| ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 | 30単位 |
| ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 | 18単位 |
| ニ 入所定員が91人以上の場合      | 13単位 |

#### 第2 旧身体障害者療護施設支援

##### 1 旧身体障害者療護施設支援費（1日につき）

イ 入所による指定旧法施設支援を行う場合（身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。）

##### (1) 入所定員が10人の場合

- |         |         |
|---------|---------|
| (一) 区分A | 1,291単位 |
| (二) 区分B | 1,135単位 |
| (三) 区分C | 979単位   |

##### (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合

- |         |         |
|---------|---------|
| (一) 区分A | 1,006単位 |
| (二) 区分B | 928単位   |
| (三) 区分C | 850単位   |

##### (3) 入所定員が30人以上40人以下の場合

- |         |         |
|---------|---------|
| (一) 区分A | 1,431単位 |
| (二) 区分B | 1,294単位 |
| (三) 区分C | 1,157単位 |

##### (4) 入所定員が41人以上60人以下の場合

- |         |         |
|---------|---------|
| (一) 区分A | 1,105単位 |
| (二) 区分B | 1,023単位 |
| (三) 区分C | 939単位   |

##### (5) 入所定員が61人以上90人以下の場合

- |         |         |
|---------|---------|
| (一) 区分A | 1,084単位 |
| (二) 区分B | 1,003単位 |
| (三) 区分C | 907単位   |

##### (6) 入所定員が91人以上の場合

- |         |       |
|---------|-------|
| (一) 区分A | 984単位 |
| (二) 区分B | 902単位 |
| (三) 区分C | 819単位 |